○法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び 法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者の選任が想定されます。法 務部門を設置していない事業者(法人)の場合には、事業者(法人)内部の法令 遵守を確保することができる者を選任してください。代表者自身が法令遵守責 任者となることを妨げるものではありません。

○業務が法令に適合することを確保するための規程の概要について

「業務が法令に適合することを確保するための規程」には、事業所の従業員に 少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための内 容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成 する必要はなく、例えば、日常の業務運営にあたり、介護保険法及び介護保険法 に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記 載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「業務が法令に適合にすることを確保するための規程」の概要につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像が分かる既存のもので構いません。また、規程全文を添付しても差し支えありません。

○業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、 すでに各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては監 査委員会)が介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守の状況を確保する 内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険 法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該既程の概要が分かるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法が分かるものを届け出てください。